

---

### Ⅲ 健全財政の堅持

歳入の確保	.....29
歳出の合理化	.....32
財政情報の公開	.....35

## 歳入の確保

- 地方税滞納整理機構の強化による県税徴収率の向上や核燃料税の見直し、企業立地の促進による県税収入の確保
- 県有財産のうち、県での利用が見込まれないものについては、可能なものから早期売却もしくは貸付による有効活用
- 税外未収金の回収について、専門機関に委託するなど民間のノウハウを活用
- 県有施設や印刷物への広告掲載による税外収入の確保
- ふるさと納税を普及し、拡充
- 施設入館料や使用料金など受益者負担の適正化

- ◆ 地方税滞納整理機構の強化について
  - ・平成23年度から地方税滞納整理機構の体制を強化し、徴収困難な個人住民税(過年度分)の徴収率50%を目指します。
- ◆ 県税徴収率について
  - ・個人県民税の特別徴収義務者の拡大や徴収体制の強化等により、県税徴収率をより一層高めます。(平成22年度:97.0%)
- ◆ 核燃料税の見直しについて
  - ・安定した税収を確保するため、新たな課税の仕組みを導入します。

- ◆ 企業立地の促進等について
  - ・企業立地の促進や新産業の創出、ふるさと産業の元気再生、観光産業の活性化等により、県税収入の増加につなげます。
- ◆ 県有財産の早期売却および有効活用について
  - ・活用見込みのない県有財産については、早期売却または民間への貸付等を進めます。
  - ・施設の空きスペースについては、他用途への転用や民間への貸付など有効活用を図ります。
- ◆ 税外未収金の回収について
  - ・費用対効果を見極めながら、民間(サービサー等)への委託や外部専門家(弁護士等)を活用し、回収を促進します。
- ◆ 広告掲載の検討対象について
  - ・庁舎内壁面、掲示板、エレベーター、さらには県が発行する通知書等の印刷物を広告媒体として活用し、県の収入確保につなげます。
- ◆ ふるさと納税の拡充について
  - ・本県が先頭に立ち、確定申告等ふるさと納税に係る手続きの簡略化を国に提案するなど、ふるさと納税制度の普及・定着に努め、さらなる拡充を目指します。
- ◆ 受益者負担の適正化について
  - ・文化施設の入場料や試験研究機関の機器使用料、各種講座参加費用の徴収など県有施設等の使用料・手数料等について、コスト計算の再計算等、受益に見合った負担となるよう額を見直すとともに、減免措置や新たな使用料等の導入について検討します。

## 特別会計・基金の見直し等による財源確保

- 基金等の本来の目的を精査し、当面利用する必要性の低い資金を有効に活用
- 産業活性化施策への民間資金等の活用

◆ 特別会計・基金財産の有効活用について

・特別会計や基金で行う事業等の必要性を十分検証しながら、用途の拡大や整理統合、基金の取崩しなど積極的な活用を図ります。

◆ 民間資金等の活用について

・中小企業への支援施策において、金融機関や企業等の資金やノウハウの活用を図ります。

## 義務的経費の抑制

- 公共事業の重点化等により、新規の県債発行を抑制
- 施設の耐用年数を踏まえた長期債の発行により、公債費を平準化
- 職員数の適正化等を引き続き推進し、人件費を抑制
- 医療費の適正化、介護予防の推進等により社会保障費の伸びを抑制

### ◆ 新規の県債発行の抑制について

・公共事業等の投資的事業において、新規施設(箱もの)整備の原則凍結方針の継続、投資効果を踏まえた事業箇所のさらなる重点化、低コスト化の促進等により、新規の県債発行の抑制につなげます。

### ◆ 公債費の平準化について

・償還期間を30年とする長期債の発行を拡大することにより、年度ごとの公債費負担を小さくし、公債費の平準化を図ります。

### ◆ 人件費の抑制について

・職員数や給与水準の適正化、超過勤務の縮減を引き続き推進し、人件費の抑制を図ります。

### ◆ 社会保障費の伸びの抑制について

・医療費適正化計画の着実な実行や介護予防の推進等により、医療費や介護給付費等の社会保障費の伸びを抑制します。

## 成果重視による評価システムの充実・強化

- 事務事業評価、公共事業評価、試験研究機関評価の充実
- 成果指標による評価の徹底・強化

### ◆ 事務事業評価について

・事業の実施効果(アウトカム)を示す成果指標設定の徹底や評価者の見直しを行うとともに、外部委員会の設置の検討等、より高度で多面的な視点での評価が可能となるよう、評価システムの充実・強化を図ります。

### ◆ 公共事業の評価について

・現在実施している新規事業事前評価、再評価に加え、事業完了後の事業効果や維持管理費を含めた費用対効果を検証し、適切かつ効率的な事業実施に活かします。

## 効率的な事務・事業の執行・管理

- 全庁一括契約の拡大、公開型見積合せの導入など契約方法の見直し
- 情報システムの統合・最適化、クラウドコンピューティングへの対応
- 電気機器の使用制限や室内照明の削減等、節電を徹底

### ◆ 全庁一括契約の拡大、公開型見積合せの導入について

- ・全庁で一括契約する物品等を拡大し、事務の効率化および経費削減を図ります。
- ・公開型見積合せ<sup>\*</sup>(オープンカウンター方式)を導入し、事務の効率化を図るとともに、契約手続の透明性、公平性、競争性の向上を図ります。

※公開型見積合せ(オープンカウンター方式)…見積合せにおいて相手方を特定せず、条件を満たす者で参加を希望する者からの見積書提出により、契約相手方を決定する方式

### ◆ 情報システムの最適化について

- ・クラウドコンピューティング<sup>\*</sup>の活用等により、情報システムの運用に係る経費を平成22年度から10%以上削減します。

※クラウドコンピューティング…インターネット等を通じてサーバやソフトウェア等を利用することにより、情報システムに係る経費削減を図るもの

### ◆ 節電の徹底について

- ・休憩時間におけるパソコン・コピー機等の使用制限や室内照明の削減により、継続的に節電を進めます。

## 財政情報の公開の促進

- 地方財政健全化法に基づく健全化判断比率の公表
- 財務諸表や予算資料などの公表資料の充実

◆ 財務諸表や予算資料等の県の財政情報について、県民にわかりやすい資料の充実に努めます。

◆ 地方財政健全化法(地方公共団体の財政の健全化に関する法律)に基づく健全化判断比率

	福井県 (H21 決算)	早期健全化基準	財政再生基準	全国平均 (H21 決算)
実質公債費比率	13.9%(全国17位)	25%	35%	13.0%
将来負担比率	232.6%(全国22位)	400%	—	229.2%

※早期健全化基準…これを下回ると自主的な改善努力による財政健全化が義務付けられます。

※財政再生基準 …これを下回ると国の関与による再生が義務付けられます。

※健全化判断比率には、このほか「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」がありますが、福井県は赤字団体ではないので、上記表には記載していません。